

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（水質管理担当）（06-6615-7525）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	改善命令及び一時停止命令（届出事業場において排水基準に適合しない排水を排出するおそれがある場合）
概要	大阪府生活環境の保全等に関する条例が適用される届出事業場の排水口において、排水基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるときは、期限を定めて届出施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は届出施設の使用、排水の排出の一時停止を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第61条
処分基準	排水を排出する者が、その汚染状態が当該届出事業場の排水口においてその排水に係る排水基準（大阪府生活環境の保全等に関する条例第50条第1項の排水基準）に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるとき。 大阪府生活環境の保全等に関する条例第50条第1項の排水基準は、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年10月26日規則第81号）第27条のとおり。 大阪府例規集（ http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_menu.html ）参照
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	

【建設一条不-24】処分基準中の別紙

○大阪府生活環境の保全等に関する条例（抜粋）

（排水基準）

第五十条 排水に係る排水基準は、排水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ。)について、規則で定める。

（改善命令等）

第六十一条 知事は、排水を排出する者が、その汚染状態が当該届出事業場の排水口において排水基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて届出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は届出施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 第五十九条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抜粋）

（排水基準）

第二十七条 条例第五十条第一項の規則で定める排水基準は、別表第十三に掲げるとおりとする。